

令和2年度第4回和歌山県最低賃金専門部会議事要旨

- 1 開催日時 令和2年8月5日（水）午前10時00分～同11時50分
- 2 開催場所 和歌山労働局6階会議室
- 3 出席者 公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 2名
- 4 議題
 - (1) 金額審議について
 - (2) その他
- 5 議事内容
 - (1) 事務局から他県の結審状況について説明を行った。
 - (2) 前回に引き続き、歩み寄りに向けた公労、公使の個別協議を行ったが、意見一致に至らなかった。
 - (3) 公益代表委員から、1円引き上げて831円とする旨の提案がなされ、採決の結果、同案を専門部会報告として本審に提出することが決議された。

以上



令和2年8月5日

和歌山地方最低賃金審議会

会長 富山 信彦 殿

和歌山地方最低賃金審議会

和歌山県最低賃金専門部会

部会長 富山 信彦

和歌山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年7月1日、和歌山地方最低賃金審議会において付託された和歌山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の和歌山県最低賃金（時間額803円）は、平成30年度の和歌山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	岡田 真理子	富山 信彦	本田 壽秀
労働者代表委員	裏野 勝也	澤井 知博	濱地 正由
使用者代表委員	児玉 征也	野田 孝雄	原 康雄

(五十音順)



和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 831 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり



和歌山県最低賃金と生活保護との比較について

1 和歌山県最低賃金

- (1) 件名 和歌山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間給 803 円
- (3) 発効日 平成30年10月1日

2 生活保護水準者

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の和歌山県内人口加重平均に住宅扶助の実績額を加えた金額（92,762円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額と比較すると和歌山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註) 1箇月換算額

803円(和歌山県最低賃金)×173.8(1箇月平均法定労働時間数)
×0.818(可処分所得の総所得に対する比較※)＝114,161円

※ 平成30年度の地域別最低賃金額の最低額761円で173.8時間働いた場合の平成30年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率